

さぬき市耐震改修促進計画新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1章 基本事項</p> <p>1 計画策定の背景</p> <p>(略)</p> <p>これらを受け、平成17年11月に法が改正され、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）を示し、平成27年度末までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を90%とする目標を定めたことから、本市では、平成22年9月に「さぬき市耐震改修促進計画」を策定し、平成27年度における住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を定め<u>た</u>。平成28年3月の国の基本方針の改正により、令和2年度末までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標が95%に定められたことなどを踏まえ、同年12月に県が「香川県耐震改修促進計画（第二次計画）」（以下「第二次県計画」という。）を策定し、本市においても、国の基本方針、第二次県計画の内容を踏まえ、平成30年3月に「さぬき市耐震改修促進計画」を改定した。さらには、令和3年10月に県が「香川県耐震改修促進計画（第三次計画）」（以下「第三次県計画」という。）を策定、第三次県計画の内容を踏まえ、令和4年3月に「さぬき市耐震改修促進計画」を改正し、避難路沿道建築物の耐震化率の目標を定め、引き続き、住宅・建築物の耐震化の促進に向けた各種施策に取り組んできた。</p> <p>(略)</p> <p>また、平成28年10月の鳥取県中部地震、平成30年6月の大阪府北部地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などの大規模地震が発生し、旧耐震基準により建築された住宅やブロック塀の耐震対策の必要性が再認識された。</p> <p>その後も、令和6年1月に発生した能登半島地震では、震度7の揺れが発生し、住家の全半壊の被害は約3万棟にのぼった。その一方で、国の審議会によると、耐震改修を行った建築物については、倒壊・崩壊の被害はなく、これまで進めてきた耐震対策の有効性が確認された。</p> <p>加えて、政府の地震調査研究推進本部による長期評価では、今後30年間の南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が、「60%～90%程度以上」（令和7年1月1日時点）とされており、この地震が発生すると、本県でも甚大な被害が発生すると想定され、住宅・建築物の耐震化を加速するための施策の強化は喫緊の課題となっている。</p>	<p>第1章 基本事項</p> <p>1 計画策定の背景</p> <p>(略)</p> <p>これらを受け、平成17年11月に法が改正され、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）を示し、平成27年度末までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を90%とする目標を定めたことから、本市では、平成22年9月に「さぬき市耐震改修促進計画」を策定し、平成27年度における住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を定めるとともに、平成28年3月の国の基本方針の改正により、令和2年度末までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%に定められたことなどを踏まえ、同年12月に県が「香川県耐震改修促進計画（第二次計画）」（以下「第二次県計画」という。）を策定し、本市においても、国の基本方針、第二次県計画の内容を踏まえ、平成30年3月にさぬき市耐震改修促進計画を改正し、引き続き、住宅・建築物の耐震化の促進に向けた各種施策に取り組んできた。</p> <p>(略)</p> <p>その後も、平成28年10月の鳥取県中部地震、平成30年6月の大阪府北部地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などの大規模地震が発生し、旧耐震基準により建築された住宅やブロック塀の耐震対策の必要性が再認識された。</p> <p>一方で、平成30年には、今後30年間の南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が、「70%程度」から「70～80%」に引き上げられ、この地震が発生すると、本県でも甚大な被害が発生すると想定されるとともに、令和2年にパンデミックを起こした新型コロナウイルス感染症に関しては、避難所における感染拡大防止対策のための観点から新たな避難行動（在宅避難や分散避難）が示され、住宅・建築物の耐震化を加速するための施策の強化は喫緊の課題となっている。</p>

改正案

今般、本市の計画期間が令和8年3月をもって満了し、根拠となる国の基本方針が改正され、県が「香川県耐震改修促進計画（第四次県計画）」（以下「第四次県計画」という。）を策定することから、当該改正内容を踏まえ、さぬき市地域防災計画との整合を図りつつ、建築物の耐震診断・耐震改修の促進を計画的に推進するため、さぬき市耐震改修促進計画を改定するものである。

2～4 （略）

5 計画の期間

本計画の期間は、国の基本方針及び第四次県計画に合わせて、令和8年度から令和12年度までとする。なお、計画の最終年度には、耐震化の目標や耐震改修の促進を図るための施策等について検証を行う。

6 想定される地震の規模及び被害の状況

将来本市において大きな被害が予想される地震として、

- ①南海トラフを震源域とする最大クラスの地震（南海地震L2）【震度5強～6強】
- ②南海トラフを震源域とする発生頻度の高い地震（南海地震L1）【震度5弱～6弱】
- ③中央構造線断層帯（三野・池田断層）を震源域とする地震【震度5強～7】
- ④長尾断層帯を震源域とする地震【震度5弱～7】

が想定される。

（略）

このうち、本計画では、想定する地震を①南海トラフを震源域とする最大クラスの地震（南海地震L2）とする。なお、令和7年7月及び9月に公表した香川県地震・津波被害想定における本市内での被害は、次表のように想定されている。

南海トラフ^{*1}を震源域とする海溝型地震による被害想定（最大クラス^{*2}）
（令和7年7月1日、9月2日公表、県被害想定による）

項 目		被 害 想 定 結 果
条件	震源域	南海トラフ
	モーメントマグニチュード ^{*3}	9.0
震度の予測	震度分布	5強～6強
	液状化危険度区分 ^{*4}	沿岸部及び中央部に危険度Aの地域が分布
	津波	主要な港での最高津波水位 ^{*5} 約2.8～4.1m
全壊 建物被害	揺れによる被害	2,000棟
	液状化による被害	240棟

現 行

今般、本市の計画期間が令和3年3月をもって満了し、根拠となる国の基本方針が改正され、同年10月に県が「香川県耐震改修促進計画（第三次県計画）」（以下「第三次県計画」という。）を策定したことから、当該改正内容を踏まえ、さぬき市地域防災計画との整合を図りつつ、建築物の耐震診断・耐震改修の促進を計画的に推進するため、さぬき市耐震改修促進計画を改正するものである。

2～4 （略）

5 計画の期間

本計画の期間は、国の基本方針及び第三次県計画にあわせて、令和3年度から令和7年度までとする。なお、計画の最終年度には、耐震化の目標や耐震改修の促進を図るための施策等について検証を行う。

6 想定される地震の規模及び被害の状況

将来本市において大きな被害が予想される地震として、

- ①南海トラフを震源域とする最大クラスの地震（南海地震L2）【震度5強～6強】
- ②南海トラフを震源域とする発生頻度の高い地震（南海地震L1）【震度5弱～6弱】
- ③中央構造線（三野・池田断層）を震源域とする地震【震度5弱～6強】
- ④長尾断層を震源域とする地震【震度4～6強】

が想定される。

（略）

このうち、本計画では、想定する地震を①南海トラフを震源域とする最大クラスの地震（南海地震L2）とする。なお、平成25年3月及び8月に公表した香川県地震・津波被害想定における本市内での被害は次表のように想定されている。

南海トラフ^{*1}を震源域とする海溝型地震による被害想定（最大クラス^{*2}）
（平成25年3月31日、8月28日公表、県被害想定による）

項 目		被 害 想 定 結 果
条件	震源域	南海トラフ
	モーメントマグニチュード ^{*3}	9.0
震度の予測	震度分布	5強～6強
	液状化危険度区分 ^{*4}	沿岸部及び中央部に危険度Aの地域が分布
	津波	主要な港での最高津波水位 ^{*5} 約2.6～3.8m
全壊 建物被害	揺れによる被害	1,000棟
	液状化による被害	290棟

改正案			
	津波による被害		850棟
	急傾斜地崩壊による被害		10棟未満
	地震火災による被害 (冬18時※6)		40棟
	合計		3,130棟
人的被害	死者(冬深夜※6)		760人(うち建物倒壊及び火災による被害による死者120人)
	負傷者(冬深夜※6)		1,800人(うち建物倒壊及び火災による被害による負傷者820人)
	避難者	避難所	10,000人
	(冬深夜※6)	避難所以外	5,600人

(略)

第2章 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修に関する目標

(1) 住宅における耐震化の状況

令和5年住宅・土地統計調査(総務省統計局)では、市内の住宅数は19,040棟となっている。

建築年代別に見ると、昭和56年以降の住宅(新耐震基準建築物)が13,594棟、昭和55年以前の建築物(旧耐震基準建築物)が5,446棟である。

令和2年度に新たに示された国の推計方法に準じて推計を行うと、5,446棟のうち、1,819棟は耐震性を有しているものと考えられる。

以上のことから、市内の住宅のうち、16,134戸(84.74%)が耐震性を有しており、令和5年度末の住宅の耐震化率は84.74%と推計した。

住宅の耐震化の進捗状況

	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年
総戸数	19,370戸	19,190戸	19,220戸	19,040戸
耐震性有	14,123戸	14,481戸	15,350戸	16,134戸
耐震性無	5,247戸	4,709戸	3,870戸	2,906戸
耐震化率	72.91%	75.46%	79.86%	84.74%

(2) 住宅の耐震化の目標

(略)

なお、住宅の耐震化率の目標を令和7年度末までに91%としていたが、達成することが

現行			
	津波による被害		470棟
	急傾斜地崩壊による被害		20棟
	地震火災による被害 (冬18時※6)		240棟
	合計		2,020棟
人的被害	死者(冬深夜※6)		1,100人(うち建物倒壊及び火災による被害による死者60人)
	負傷者(冬深夜※6)		1,200人(うち建物倒壊及び火災による被害による負傷者820人)
	避難者	避難所	7,200人
	(冬深夜※6)	避難所以外	4,800人

(略)

第2章 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修に関する目標

(1) 住宅における耐震化の状況

平成30年住宅・土地統計調査(総務省統計局)では、市内の住宅数は19,220棟となっている。

建築年代別に見ると、昭和56年以降の住宅(新耐震基準建築物)が12,859棟、昭和55年以前の建築物(旧耐震基準建築物)が6,361棟である。

令和2年度に新たに示された国の推計方法に準じて推計を行うと、6,361棟のうち、1,840棟は耐震性を有しているものと考えられる。

以上のことから、市内の住宅のうち、15,350戸(79.86%)が耐震性を有しており、平成30年度末の住宅の耐震化率は79.86%と推計した。

住宅の耐震化の進捗状況

	平成20年	平成25年	平成30年
総戸数	19,370戸	19,190戸	19,220戸
耐震性有	14,123戸	14,481戸	15,350戸
耐震性無	5,247戸	4,709戸	3,870戸
耐震化率	72.91%	75.46%	79.86%

(2) 住宅の耐震化の目標

(略)

なお、住宅の耐震化率の目標を令和2年度末までに90%としていたが達成することがで

改正案	現行								
<p>できなかったため、本計画や第四次県計画を踏まえて取組を強化し、令和12年度末までに耐震化率91%以上となることを目標とする。</p>	<p>できなかったため、本計画や第三次県計画を踏まえて取組を強化し、令和7年度末までに耐震化率91%以上となることを目標とする。</p>								
<p style="text-align: center;">住宅の耐震化率の目標</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>現状の耐震化率 (令和7年度末)</th> <th>目標の耐震化率 (令和12年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">86.12%</td> <td style="text-align: center;">91%</td> </tr> </tbody> </table>	現状の耐震化率 (令和7年度末)	目標の耐震化率 (令和12年度末)	86.12%	91%	<p style="text-align: center;">住宅の耐震化率の目標</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>現状の耐震化率 (令和2年度末)</th> <th>目標の耐震化率 (令和7年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">81.26%</td> <td style="text-align: center;">91%</td> </tr> </tbody> </table>	現状の耐震化率 (令和2年度末)	目標の耐震化率 (令和7年度末)	81.26%	91%
現状の耐震化率 (令和7年度末)	目標の耐震化率 (令和12年度末)								
86.12%	91%								
現状の耐震化率 (令和2年度末)	目標の耐震化率 (令和7年度末)								
81.26%	91%								
<p>※令和7年度の住宅耐震化率は、令和5年度が84.74%と推計され、平成20年度の72.91%からの上昇率を勘案し、86.12%と推計している。</p>	<p>※令和2年度の住宅耐震化率は、平成30年度が79.86%と推計され、平成20年度の72.91%からの上昇率を勘案し、81.26%と推計している。</p>								
<p>2 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況と目標</p>	<p>2 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況と目標</p>								
<p>(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（特定既存耐震不適格建築物関係）</p>	<p>(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（特定既存耐震不適格建築物関係）</p>								
<p>市内における多数の者が利用する建築物の令和7年度末現在の総数は149棟であり、昭和56年6月以降の建築物（新基準建築物）が115棟、昭和56年5月以前の建築物（旧基準建築物）が34棟であった。また、旧基準建築物34棟のうち耐震改修等により耐震性があると判断できた建築物は28棟であることから、95.97%が耐震化されていると推計され、令和7年度末までに耐震化率を97%とする目標を達成することができなかった。</p>	<p>市内における多数の者が利用する建築物の令和2年度末現在の総数は149棟であり、昭和56年6月以降の建築物（新基準建築物）が115棟、昭和56年5月以前の建築物（旧基準建築物）が34棟であった。また、旧基準建築物34棟のうち耐震改修等により耐震性があると判断できた建築物は28棟であることから、95.97%が耐震化されていると推計される。これは、令和2年度末の耐震化率の目標値95%を超える結果となっている。</p>								
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>								
<p>(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標</p>	<p>(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標</p>								
<p>令和7年度末の耐震化率の目標値を97%として取組を進めてきた結果、目標を達成できなかった。今後は、国の方針及び第四次県計画を踏まえ、令和12年度末までに耐震化率<u>おおむね解消^{※1}</u>となることを目標とする。</p>	<p>令和2年度末の耐震化率の目標値を95%として取組を進めてきた結果、目標を達成できた。今後は、国の方針及び第三次県計画を踏まえ、令和7年度末までに耐震化率<u>97%以上</u>となることを目標とする。</p>								
<p style="text-align: center;">多数の者が利用する建築物の耐震化の目標</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>現状の耐震化率 (令和7年度末)</th> <th>目標の耐震化率 (令和12年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">95.97%</td> <td style="text-align: center;"><u>おおむね解消^{※1}</u></td> </tr> </tbody> </table>	現状の耐震化率 (令和7年度末)	目標の耐震化率 (令和12年度末)	95.97%	<u>おおむね解消^{※1}</u>	<p style="text-align: center;">多数の者が利用する建築物の耐震化の目標</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>現状の耐震化率 (令和2年度末)</th> <th>目標の耐震化率 (令和7年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">95.97%</td> <td style="text-align: center;"><u>97%</u></td> </tr> </tbody> </table>	現状の耐震化率 (令和2年度末)	目標の耐震化率 (令和7年度末)	95.97%	<u>97%</u>
現状の耐震化率 (令和7年度末)	目標の耐震化率 (令和12年度末)								
95.97%	<u>おおむね解消^{※1}</u>								
現状の耐震化率 (令和2年度末)	目標の耐震化率 (令和7年度末)								
95.97%	<u>97%</u>								
<p>※1「<u>おおむね解消</u>」とは、耐震化は所有者の判断で行われるものであるため、100%に近い状態を目指すというもの。</p>									
<p>3 防災拠点となる公共施設等建築物の耐震化の状況と目標</p>	<p>3 防災拠点となる公共施設等建築物の耐震化の状況と目標</p>								
<p>(1) 防災拠点となる公共施設等建築物の耐震化の現状</p>	<p>(1) 防災拠点となる公共施設等建築物の耐震化の現状</p>								
<p>市が所有又は管理する公共施設等のうち、国の防災基本計画に基づき防災拠点としている建築物の耐震化率は<u>91.96%^{※1}</u>で、令和7年度末までに耐震化率を100%とする目標</p>	<p>市が所有又は管理する公共施設等のうち、防災基本計画に基づき防災拠点としている建築物の耐震化率は<u>96.63%</u>で、令和2年度末までに耐震化率を100%とする目標を達成</p>								

改正案	現 行
-----	-----

を達成することができなかった。

防災拠点となる公共施設等建築物の耐震化の状況

建築用途	市内棟数	内耐震性有	令和7年度末耐震化率 (%)
1.庁舎	6	6	100.00
2.幼稚園	2	2	100.00
3.小学校	25	25	100.00
4.中学校	11	11	100.00
5.診療施設	1	1	100.00
6.公民館等	10	9	90.00
7.体育館	6	5	83.33
8.コミュニティ集会施設等	11	11	100.00
9.社会福祉施設	11	11	100.00
10.消防本部、消防署	2	2	100.00
11.消防団拠点施設等	27	20	74.07
合計	112	103	91.96

※1 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査において、令和6年度から建築用途11の内容が追加されたことにより、令和2年度末96.63%から低下。

(2) 防災拠点となる公共施設等建築物の耐震化の目標

防災拠点となる公共施設等建築物については、令和7年度末までに耐震化率100%を目指していたが達成できなかったため、引き続き、施設所管課等に働きかけ、令和12年度末までに耐震化率100%となることを目標とする。

防災拠点となる公共施設等建築物の耐震化の目標

現状の耐震化率 (令和7年度末)	目標の耐震化率 (令和12年度末)
91.96%※1	100%

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 今後の取組の方向性 (略)
- 2 役割分担

第四次県計画に基づき以下の役割に応じて相互に連携を図りながら、住宅・建築物の所有

することができなかった。

防災拠点となる公共施設等建築物の耐震化の状況

建築用途	市内棟数	内耐震性有	令和2年度末耐震化率 (%)
1.庁舎	6	6	100.00
2.幼稚園	2	2	100.00
3.小学校	30	30	100.00
4.中学校	11	11	100.00
5.診療施設	1	1	100.00
6.公民館等	9	7	77.78
7.体育館	6	5	83.33
8.コミュニティ集会施設等	11	11	100.00
9.社会福祉施設	11	11	100.00
10.消防本部、消防署	2	2	100.00
合計	89	86	96.63

(2) 防災拠点となる公共施設等建築物の耐震化の目標

防災拠点となる公共施設等建築物については、令和2年度末までに耐震化率100%を目指していたが達成できなかったため、引き続き、施設所管課等に働きかけ、令和7年度末までに耐震化率100%となることを目標とする。

防災拠点となる公共施設等建築物の耐震化の目標

現状の耐震化率 (令和2年度末)	目標の耐震化率 (令和7年度末)
96.63%	100%

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 今後の取組の方向性 (略)
- 2 役割分担

第三次県計画に基づき以下の役割に応じて相互に連携を図りながら、住宅・建築物の所有

改正案	現 行				
<p>者とともに、耐震化を促進する。</p> <p>(1) 香川県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 耐震診断・耐震改修の促進 (略)</p> <p>◇要安全確認計画記載建築物の耐震診断・耐震改修等への間接補助 (略)</p> <p>③ 普及、啓発等 (略)</p> <p>◇住宅の耐震化、家具の転倒防止や感震ブレーカーの設置、備蓄、非常用持出品の準備など防災意識の向上を図る県民向けの講座の開催</p> <p>◇省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修の実施の案内</p> <p>◇昭和56年6月1日以降の基準で、平成12年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震性能検証の実施の促進 (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) さぬき市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 耐震診断・耐震改修の促進 ◇家具の転倒防止対策や感震ブレーカーの設置の促進</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3 補助制度・税制度</p> <p>(1) 補助制度 (略)</p> <p>(2) 税制度 (略)</p> <table border="1" data-bbox="320 1663 1329 1717"> <tr> <td data-bbox="320 1663 439 1717">対象</td> <td data-bbox="439 1663 1329 1717">主な要件等</td> </tr> </table>	対象	主な要件等	<p>者とともに、耐震化を促進する。</p> <p>(1) 香川県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 耐震診断・耐震改修の促進 (略)</p> <p>◇要安全確認計画記載建築物の耐震診断への間接補助 (略)</p> <p>③ 普及、啓発等 (略)</p> <p>◇住宅の耐震化や家具の転倒防止、備蓄、非常用持出品の準備など防災意識の向上を図る県民向けの講習会の開催</p> <p>(略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) さぬき市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 耐震診断・耐震改修の促進 ◇家具の転倒防止対策の促進</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3 補助制度・税制度</p> <p>(1) 補助制度 (略)</p> <p>(2) 税制度 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1626 1663 2635 1717"> <tr> <td data-bbox="1626 1663 1745 1717">対象</td> <td data-bbox="1745 1663 2635 1717">主な要件等</td> </tr> </table>	対象	主な要件等
対象	主な要件等				
対象	主な要件等				

改正案		現行	
改修	<ul style="list-style-type: none"> ◆住宅の耐震改修 <ul style="list-style-type: none"> ・所得税：令和7年12月31日までにを行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%相当額（上限25万円）をその年分の所得税から控除 ・固定資産税：令和8年3月31日までに耐震改修工事を行った住宅の固定資産税額を1年間1/2に減額（特に通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修は2年間1/2に減額） ◆建築物の耐震改修 <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税：法により耐震診断が義務付けられている建築物で耐震診断が報告されたものについて、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に政府の補助を受けて耐震改修工事を行った場合、固定資産税額を2年間1/2に減額（耐震改修工事費の2.5%が限度） ◆住宅ローン減税 <ul style="list-style-type: none"> ・所得税：10年間、ローン残高の0.7%を所得税額から控除（現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象） 	改修	<ul style="list-style-type: none"> ◆住宅の耐震改修 <ul style="list-style-type: none"> ・所得税：令和3年12月31日までにを行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%相当額（上限25万円）をその年分の所得税から控除 ・固定資産税：令和4年3月31日までに耐震改修工事を行った住宅の固定資産税額（120㎡相当部分まで）を1年間1/2に減額（特に通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修は2年間1/2に減額） ◆建築物の耐震改修 <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税：法により耐震診断が義務付けられている建築物で耐震診断が報告されたものについて、平成26年4月1日から令和5年3月31日までの間に政府の補助（耐震対策緊急促進事業）を受けて耐震改修工事を行った場合、固定資産税額を2年間1/2に減額（耐震改修工事費の2.5%が限度） ◆住宅ローン減税 <ul style="list-style-type: none"> ・所得税：10年間、ローン残高の1%を所得税額から控除（現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象）
4 相談窓口と情報提供（略）		4 相談窓口と情報提供（略）	
5 地震時の総合的な安全対策の概要		5 地震時の総合的な安全対策の概要	
(1)～(3)（略）		(1)～(3)（略）	
(4) 家具の転倒防止対策や感震ブレーカー設置の促進		(4) 家具の転倒防止対策	
(略)		(略)	
<u>また、過去の大地震では、停電復旧後の通電時に出火する通電火災等により、大規模な火災が発生している。このため、関係団体と連携し、住宅の新築やリフォームのタイミングを捉えて、感震ブレーカーの設置を促進する。</u>			
(5)～(7)（略）		(5)～(7)（略）	
6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項		6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	
地震発生時の避難活動や救急救助活動をはじめ、物資の供給や応急対策活動等を広域的に実施するため、香川県地域防災計画及びさぬき市地域防災計画において指定している緊急輸送路沿道建築物（耐震関係規定に適合しない建築物に限る。）の耐震化を促進する。		地震発生時の避難活動や救急救助活動をはじめ、物資の供給や応急対策活動等を広域的に実施するため、 <u>第三次県計画に基づき</u> 、香川県地域防災計画及びさぬき市地域防災計画において指定している緊急輸送路 <u>沿道</u> 建築物（耐震関係規定に適合しない建築物に限る。）の耐震化を促進する。	

改正案	現 行																
<p>特に、避難路沿道建築物（耐震関係規定に適合しない建築物に限る。）については、耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられていることを重視し、第四次県計画を踏まえた目標を掲げて取組を進めることとする。</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="430 451 1225 793"> <thead> <tr> <th>耐震診断実施率 (%) (令和7年度末)</th> <th>耐震診断実施率 (%) (令和12年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60.00%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <th>耐震化率 (%) (令和7年度末)</th> <th>耐震化率 (%) (令和12年度末)</th> </tr> <tr> <td>0.00%</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>7・8 (略) 第4章・第5章 (略)</p>	耐震診断実施率 (%) (令和7年度末)	耐震診断実施率 (%) (令和12年度末)	60.00%	100%	耐震化率 (%) (令和7年度末)	耐震化率 (%) (令和12年度末)	0.00%	40%	<p>特に、第三次県計画で指定された避難路の沿道建築物（耐震関係規定に適合しない建築物に限る。）については、耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられていることを重視し、第三次県計画を踏まえた目標を掲げて取組を進めることとする。</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1736 451 2531 793"> <thead> <tr> <th>耐震診断実施率 (%) (令和2年度末)</th> <th>耐震診断実施率 (%) (令和7年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60.00%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <th>耐震化率 (%) (令和2年度末)</th> <th>耐震化率 (%) (令和7年度末)</th> </tr> <tr> <td>0.00%</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>7・8 (略) 第4章・第5章 (略)</p>	耐震診断実施率 (%) (令和2年度末)	耐震診断実施率 (%) (令和7年度末)	60.00%	100%	耐震化率 (%) (令和2年度末)	耐震化率 (%) (令和7年度末)	0.00%	40%
耐震診断実施率 (%) (令和7年度末)	耐震診断実施率 (%) (令和12年度末)																
60.00%	100%																
耐震化率 (%) (令和7年度末)	耐震化率 (%) (令和12年度末)																
0.00%	40%																
耐震診断実施率 (%) (令和2年度末)	耐震診断実施率 (%) (令和7年度末)																
60.00%	100%																
耐震化率 (%) (令和2年度末)	耐震化率 (%) (令和7年度末)																
0.00%	40%																